

直接製品規制新ルールに関する米国法律事務所解説 # 1 の含意

1. 「ちょっと凄い」解説

華為 G をターゲットとする直接製品規制新ルール*について、『CISTEC ジャーナル』2020年11月号に、米国法律事務所への聞き取りに基づく解説が掲載されました。

*「直接製品」という呼称は、(人口に膾炙しているものの) 誤解を招きやすい、と私は考えております。このため本稿では、敢えて横文字のまま「Direct Product」で話を進めます。

(詳しい理由は <http://www.1st-xcont.com/MeaningOfDirectProduct.pdf> を参照)

私がビックリしたのは、6本の解説のうち質問1に対するものでした。サワリを引用します。

Q1 米国外での製造・開発において、利用した技術のほとんど(例えば全体の99%)が非米国原産技術(例: 日本原産技術)であって、利用した技術の僅か(例えば全体の1%)が米国原産の一定 ECCN(Entity List 脚注1 が規定の要件の ECCN) の技術である場合、「直接製品」にあたるか。

A1の「サワリ」

米国原産一定 ECCN 技術及び米国非原産技術の双方が、製造・開発された製品の全部分(全ての部品・部分品を含む)に利用されている場合:

→ デミニミスルールにより米国原産の一定 ECCN 技術の価格比率が25%超のときは、利用された技術全体が EAR 対象になり、かつ、その技術全体が一定 ECCN にあたるときのみ、それを利用した製品は直接製品になる。

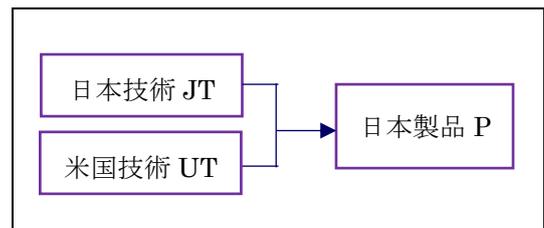
※ 製品 P が直接製品にあたるのは、以下の(a)及び(b)の双方にあたる場合:

(a) JT 及び UT を合わせた利用技術全体がデミニミス・ルール(中国向けの場合は25%超)により EAR 対象になり、かつ、

(b) その利用技術全体が一定 ECCN にあたる。

一体どこが凄いのか? 右図を見て下さい。

日本製品 P は「日本技術 JT と米国技術 UT の結婚」から生れた「子供」ではないのか? ならばこれ即ち「米国技術 UT による Direct Product」ではないのか?



解説はそうではない(ケースバイケース)と言います。

もしそれが正しければ、大きな福音といえます。なぜなら多くの企業の悩みの種は「日本製品 P を作る際に、米国技術 UT の世話になっていた可能性」だからです。はっきり米国から技術導入をして作ったのなら、企業としても身に覚えがあるからわかります。しかし大抵は「そういえば開発メンバーに、米国との交流歴ある奴がいたぞ。本製品の開発技術に米国の DNA が混ざっていないとは言い切れぬ。仮に混ざっていたとしても ECCN などわからんよ」というケースではないでしょうか?

上記※の(a)や(b)のチェックを簡単とは申しませんが、「米国技術が混ざっていないこと」や「混ざっている場合”一定 ECCN”に当たらないこと」の論証を強られるより遥かにマシだと思うのです。

最初私は「そんなウマイ話が?」と思いました。しかし次第に、この A1 にはきちんとした根拠があることがわかってきました。今回はその話をしたいと思います。

2. 米法律事務所の描いた構図

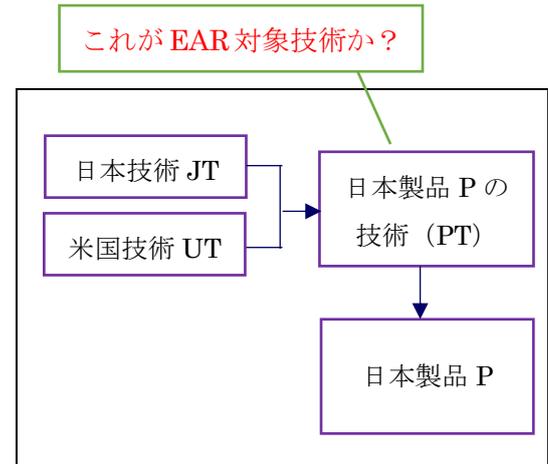
右が米法律事務所の見立てです。

製品 P は「日本技術 JT と米国技術 UT の結婚」から生れた「UT の子供」ではなく、「PT の子供」という位置づけになります。

新ルールでは「EAR 対象技術の Direct Product なら規制対象」と定められています。したがって「PT が EAR 対象技術か否か」が（「PT の ECCN」と並んで）判断のポイントということです。そこで解説はデミニミス・ルールを持ち出すわけですが

PT は「日本技術 JT と米国技術 UT の結婚」から生れた「UT の子供」なんでしょ？

つまり PT は「UT による Direct Product」に見えそうなものですが、どういうことかしら？



3. Direct Product の判断事例

教科書（『米国輸出管理法の再輸出規制～実務者のためのガイダンス』 2010 年日機輸）中の「直接製品の解釈例」に次のような記述があります。

(8)米国技術をもとに、外国で他の技術を開発する。開発された技術は**米国技術の直接製品ではなく、米国技術が混合された (commingle) 非米国製技術である。**

なるほどそれなら技術 PT は「米国技術 UT の Direct Product」ではないことになりますが、どうもピンと来ないというか「ホントかね」というか…。

英文資料に当たってみましょう。出典は 1988 年 10 月 13 日 Federal Register です。

(8)Technical data is exported from the United States on a floppy disk and then used abroad to develop different technical data. **The resulting technical data is not the foreign-produced direct product of the U.S. technical data or software. It is commingled technical data.** See § § 779.2(f) and 779.10.

まさに日機輸の教科書と符合しています。

なお上記で § 779.2(f)は「commingled technical data or software の定義」を述べた規定で、内容は

What is “commingled technical data and software” and when is it controlled as a “technical data and software of US-origin”? **“Commingled technical data or software” is commingled technical data or software developed abroad and based upon, derived from, or incorporating commingled technical data or software of US-origin.** See §779.10 for the rules that determine when commingled technical data or software remains of US-origin and is controlled.

ポイントは「海外で開発されたもので、米国産の技術データ・ソフトに基づくかそこから導かれたか、或いはそれを内蔵しているかのいずれかに当たるもの」というところです。教科書のいう「米国技術をもとに外国で他の技術を開発する」は、この定義に完全に当てはまります。

また§779.10は、外国で開発したデータ・ソフトであっても、その元となった米国技術・データと実質的に大差ない場合などについて、規制上は米国产と見なすことを述べた規定です。今回の私たちの考察対象はこれには当てはまりません。（§779.10は長文にわたるので、サワリのみ抜き書きしておきます）

(b) Twelve year and royalty presumption.

Commingle technical data and commingled software are of US-origin unless the foreign technical data or software represents significant advance in the state of the art when compared to the technical data or software exported from the United States. (後略)

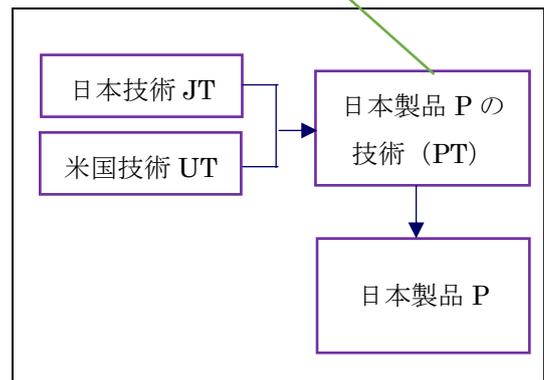
4. 考察

「日本技術 JT と米国技術 UT の結婚」(≒両性生殖) から生れた「子供」である日本技術 PT を、米国技術 UT の **Direct Product** ではなく **Commingle Technical Data** と見ることの根拠は、上記で明らかになりました。

これが EAR 対象技術かはデミニミスルールで判断！

米法律事務所はこれに基づいて、日本技術 PT がもし EAR 対象になるとすれば、デミニミス・ルール基準値 25%超のロジックであろうと述べていたのです。

日本での技術開発に米国技術が貢献して(使われて)いたとしても、それが「米国 DNA の技術を昔どこかで学んだ」程度のことであれば、それを米国技術の **Direct Product** と見なくてよいことが、これではっきりしました。



残るは(a)デミニミス計算、(b)日本技術 PT の ECCN、の2つということになります。第1節でも述べたように、それはそれで侮れない作業ですが、(a)デミニミス計算について若干のヒントを述べて本稿の結びと致します。

【ヒント1】計算時、分子に算入するのは、当該地域に輸出した場合に要許可の米国成分のみ。

(1) U.S.-origin controlled content. To identify U.S.-origin controlled content for purposes of the de minimis rules, you must determine the Export Control Classification Number (ECCN) of each U.S.-origin item incorporated into a foreign-made product. Then, you must identify which, if any, of those U.S.origin items would require a license from BIS if they were to be exported or reexported (in the form in which you received them) to the foreign made product's country of destination.

(SUPPLEMENT NO. 2 TO PART 734 - GUIDELINES FOR DE MINIMIS RULES より)

米法律事務所という「一定 ECCN」のうち、中国向けで許可が必要なのは、3D001、3E001、3E002、3E003、4D001、4E001、5D001、5E001 の8種です。それ以外の ECCN (たとえば 3E991) の成分であれば計算上はゼロと扱うことができます。

【ヒント2】上記8種 ECCN の技術・ソフトの米国からの導入は印象に残りやすい

理由は2つあります。第1に、それらの ECCN 該当であれば日本のリスト規制にも該当します。第2に、それらを日本へ導入するには米国政府の許可申請が必要で、その際に「旧共産圏やテロ支援国へは再輸出しません」という確認書を取られます。

いずれも比較的稀なことでもあり、もしそういうことがあればしっかり印象に残ることでしょう。

これらのヒントを考慮に入れると、デミニミス計算は案外難しくないケースが多いのではないかと私は思います。